

臨床研究部運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、臨床研究部運営委員会の運営について、必要な事項を定め、その円滑なる運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、臨床研究部長、臨床研究部各室長、薬剤科長、業務班長で構成する。

(委員長)

第3条 委員会の委員長は臨床研究部長職にあるものが務める。

(審議事項)

第4条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

1. 臨床研究部の予算に関する事項
2. 臨床研究部の管理及び業務執行に関する事項
3. 臨床研究部の研究の推進に関する事項
4. 臨床研究部にかかる寄附金の受入審査
5. 公的研究費の運用・管理に関する事項
6. その他必要と認める事項

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

第6条 委員長は、特に必要があるときは、臨時に委員以外の職員、または外部の者を委員会に招き、意見を聞くことができる。

第7条 委員会に議事録を備え、業務班長がこれを記録し保管する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から改訂する。
この規程は、平成22年6月1日から改訂する。(目的)
この規程は、平成27年2月1日から改定する。